

令和4年12月5日
(農林水産部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者及び住所

- (1) 株式会社 川田組 石川県七尾市白銀町13番地の2
- (2) 松風舎 石川県輪島市門前町道下1-168

2 指名停止期間

令和4年12月5日から令和4年12月18日まで(2週間)

3 指名停止理由

令和4年11月18日、中能登農林総合事務所発注の「令和4年度県営ほ場整備事業(機構関連型)西谷内・古江地区調整池付帯工事」において、吸水槽設置のための足場設置作業中、作業員が安全帯を付け替えるため一時的に外し、移動した際に足を踏み外して墜落し負傷した。

令和4年11月24日に、七尾労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、上記有資格者に対し是正勧告書を交付した。

上記事実は、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」別表第1第7号に該当すると認められるため、2週間の指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1(石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

<工事関係者事故>

農業基盤課

担当 岡本

内線 4771

外線 076-225-1637

<指名停止>

農業政策課技術管理室

担当 高橋

内線 4651

外線 076-225-1617